

秋田県条例第七十六号

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和五十八年秋田県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百六十」を「百分の百五十五」に改める。

第二条 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改める。

附 則

この条例は、令和三年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。